

平成十四年農林水産省令第五十八号

牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を次のように定める。

（届出を行うべき死亡した牛の月齢）

第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項の農林水産省令で定める月齢は、満四十八月とする。

第二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める（死亡した牛の届出の除外）

場合は、次のとおりとする。

三 死亡した牛の性別及び月齢（不明のときは、推定月齢）

四 牛の死体の所在の場所

五 牛が死亡した年月日時及び死亡時の状態（牛の死体を発見した年月日時、発見時の状態及び推定死亡年月日）

六 その他参考となるべき事項（死亡した牛の検査の除外）

（死亡した牛の検査の除外）

附 則（平成二三年九月三〇日農林水産省令第五十七号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日農林水産省令第五八号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二七年二月一七日農林水産省令第六号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月一四日農林水産省令第一四号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日から施行する。）

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年二月一七日農林水産省令第六号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（死亡した牛の届出の手続）

第一条 法第六条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、文書又は口頭でしなければならない。

一 届出者の氏名及び住所

二 牛の死体の所有者の氏名及び住所